

香川県犯罪被害者等見舞金給付について

●制度の説明	
概 要	<p>殺人や傷害など故意の犯罪行為により、生命、身体に被害を受けた犯罪被害者及びそのご遺族の方が、被害後に直面する経済的な負担を軽減し、日常生活や社会生活等の早期回復を図ることができるよう、見舞金を給付します。</p> <p>※ 見舞金の給付は、令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害に限ります。</p>
対象案件	<p>◇ 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為による被害であること</p> <p>◇ 犯罪行為による被害にあった事実が被害届の受理等で確認できること</p> <p>◇ 犯罪行為による被害を知った日から1年を経過していないこと</p> <p>その他、申請に必要な要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>
内 容	<p>◇ 遺族見舞金（50万円）</p> <p>犯罪行為によって、死亡した犯罪被害者の遺族であって、県内に住所を有する者に対して、50万円を給付します。</p> <p>※ 遺族とは、以下の①～⑪の遺族のうち、最も○内数字が小さい第1順位遺族をいいます。</p> <p>1 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含みます。)</p> <p>2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の ②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹</p> <p>3 上記2に該当しない犯罪被害者の ⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹</p> <p>(注) 遺族(第1順位遺族)が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降の遺族は申請をすることができません。</p> <p>◇ 重傷病見舞金（20万円）</p> <p>犯罪行為によって、療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要する負傷又は疾病にかかる身体の被害を受けた犯罪被害者であって、県内に住所を有する者に対して、20万円を給付します。</p>
対 象 外	<p>◇ 犯罪被害者又は遺族が、他の地方公共団体（都道府県）から同種の給付を受けている場合</p> <p>◇ 犯罪被害者又は遺族と加害者との間に親族関係（事実婚を含む）があった場合（原則）</p> <p>◇ 犯罪被害者又は遺族が犯罪行為を誘発した場合、その他犯罪被害者又は遺族にも、その責めに帰すべき行為があった場合</p> <p>◇ 犯罪被害者又は遺族が、暴力団員などである場合</p> <p>◇ その他の事情から判断して、給付することが社会通念上適切でないと思われる場合</p>
受付窓口 (問合せ先)	<p>制度の利用に当たっては、窓口への相談が必要になります。まずは、電話にてお問い合わせください。</p> <p>【犯罪被害者等のための総合的対応窓口】</p> <p>香川県 危機管理総局 くらし安全安心課 犯罪被害者等支援担当</p> <p>(電話) 087-832-3233 平日 午前8時30分～午後5時15分</p>